

研究の実施に関する公表事項

静岡県環境衛生科学研究所では、倫理審査委員会の承認を得て、以下の研究を実施します。関係各位の御理解と御協力をお願いします。

この研究のために自分の試料等を使って欲しくないと思われる方は、問い合わせ先まで御連絡ください。

研究課題名	マダニ媒介性疾患の原因究明のための研究
研究対象者	医師が患者を日本紅斑熱及び SFTS 疑いと診断し、行政検査のため当研究所に血清及び痂皮検体を提供した患者
研究の意義・目的	<p>近年、県内ではマダニ媒介性疾患である日本紅斑熱及び重症熱性血小板減少症候群（通称 SFTS）疑いの感染症法における届出が増加している。しかし、実際に、日本紅斑熱や SFTS の病原体遺伝子が検出される事例は少なく、多くは原因不明と扱われる。これら原因不明事例の中には、日本紅斑熱及び SFTS に症状が類似するアナプラズマ症、エーリキア症、野兔病など、他のマダニ媒介性疾患事例が含まれる可能性が考えられる。特にアナプラズマ症は、日本紅斑熱の疑似患者からその病原体が検出されたという報告があることから、これまで本県で発生したマダニ媒介性疾患が疑われたものの、診断に至らなかった事例に本症が含まれていた可能性がある。また、アナプラズマ症やエーリキア症は感染症法における届出対象の感染症ではないため、国内における患者報告数は少ない。しかし、それらの病原体を保有するマダニの存在などが報告されていることから、国内においてもその感染リスクは十分に考えられる。本研究では、日本紅斑熱又は SFTS を疑った患者のうち、これらの病原体遺伝子が陰性であった検体に対してこれら類似疾患の病原体に特異的な遺伝子配列を検出するコンベンショナル PCR 法を実施する。また、アナプラズマ症、エーリキア症については抗体検査も実施する。これら検査により病原体の感染を確認するとともに、静岡県におけるそれらの現在の感染状況及び感染リスクについて正しく評価し、本疾患の予防と啓発に寄与することが期待される。</p>
実施機関	静岡県環境衛生科学研究所微生物部（藤枝市谷稲葉 232-1）
実施方法	<ol style="list-style-type: none">1. 医師が患者を日本紅斑熱及び SFTS 疑いと診断し、当研究所に行政検査のために搬入された患者の血清、痂皮及びそれらから抽出された DNA を使用する。2. 当研究所で、血清及び痂皮から抽出された DNA を用いて、アナプラズマ症、エーリキア症及び野兔病の病原体を検出する遺伝子検査を実施し、それらの感染状況を確認する。

	<p>3. アナプラズマ症、エーリキア症については血清を用いて、抗体検査を実施し、それらの感染状況を確認する。</p>
個人情報の取り扱い	<p>1. 「静岡県環境衛生科学研究所倫理指針」により個人情報の保護を徹底する。</p> <p>2. 搬入された検体及びそれらから抽出された DNA は、法令の規定による行政検査の報告後は、個人情報分担管理者によって、特定の個人を識別できる記述等を取り除き、当該個人と関わりのない番号を付することにより、匿名化する。</p> <p>3. 本研究で得られた成果は、専門誌等への論文投稿や学会発表等に利用するが、その際、個人を識別できる情報を公表することはない。</p>
問い合わせ先	<p>静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課</p> <p>電話 054-625-9121</p> <p>FAX 054-625-9142</p> <p>E-mail kanki@pref.shizuoka.lg.jp</p>